



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年 9月17日火曜日 第2505号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	706
保安林子定森林.....	(森林整備課) ...	707
道路の区域変更 (県道九島循環線)	(南予地方局管理課) ...	707
道路の供用開始 (")	(") ...	707

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	(男女参画・県民協働課) ...	707
-------------------------------	--------------------	-----

教育委員会規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則.....	(特別支援教育課) ...	708
--------------------------	-----------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1037号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年 9月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 コープ余戸店
 松山市余戸中4丁目1465 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 生活協同組合コープえひめ
 松山市朝生田町3丁目1番12号
 代表理事 松本 等
 株式会社レデイ薬局
 松山市南江戸4丁目3番37号
 代表取締役 三橋 信也
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 生活協同組合コープえひめ
 松山市朝生田町3丁目1番12号
 代表理事 松本 等
 株式会社レデイ薬局
 松山市南江戸4丁目3番37号
 代表取締役 三橋 信也
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
 平成26年 6月16日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,377.55平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数
113台
 - イ 駐輪場の収容台数
74台
 - ウ 荷さばき施設の面積
237.2平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
27.75立方メートル
- #### (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時45分
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前8時45分から午後10時まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成25年 9月 2日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活

環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1038号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年9月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

今治市朝倉上甲2280の1、甲2280の2、乙978の1、乙978の113、乙979の1、乙980

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

朝倉上甲2280の1・甲2280の2・乙978の113・乙979の1・乙980（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1039号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年9月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	九島循環線	宇和島市蛤3038番160から 同市蛤3038番161まで	旧	メートル 10.2～12.0	キロメートル 0.020	
			新	24.3～26.6	0.020	

○愛媛県告示第1040号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年9月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	九島循環線	宇和島市蛤3038番160から 同市蛤3038番161まで	平成25年9月17日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年9月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年9月5日	特定非営利活動法人障害者スポーツクラブ	笹 木 正 照	松山市中央二丁目77番地10 ウエストコート501号室	この法人は、障害者並びに健常者に対して、スポーツを通じた交流に関する事業を行い、障害者に対する理解と協調に寄与することを目的とする。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第3号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年9月17日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（認定特別支援学校就学者の通知）</p> <p>第28条 令第11条第1項、第11条の2、第11条の3、第12条第2項又は第12条の2第2項の規定によつて、市町教育委員会が<u>令第5条第1項に規定する認定特別支援学校就学者</u> について県委員会に通知するときは、様式第6号によるものとする。</p> <p>2 省略</p>	<p>（視覚障害者等 _____ の通知）</p> <p>第28条 令第11条第1項、第11条の2、第11条の3、第12条第2項又は第12条の2第2項の規定によつて、市町教育委員会が<u>視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者</u> について県委員会に通知するときは、様式第6号によるものとする。</p> <p>2 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。